## 国立大学法人岩手大学監事候補者選考委員会規則

令和5年3月24日 制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学監事に関する規則第3条第2項の規定に基づき、 監事の次期候補者(以下「監事候補者」という。)の選考を行うため設置する国立大学法人 岩手大学監事候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(組織)

- 第2条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - 一 学長
  - 二 学長が指名する理事又は副学長 2人
  - 三 学長が指名する国立大学法人岩手大学経営協議会規則第3条第3号に規定する経営協議会委員 2人

(任務)

- 第3条 選考委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。
  - 一 本学における監事の役割及び求める人材像の策定に関する事項
  - 二 監事候補者の選考に関する事項
  - 三 その他監事候補者の選考に関し議長が必要と認めた事項

(委員長)

- 第4条 選考委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員 がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 選考委員会の議事は、全委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第6条 委員は、選考委員会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退い た後も同様とする。

(意見の聴取)

第7条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を選考委員会に出席させ、意見を聴くこと ができる。

(事務)

第8条 選考委員会に関する事務は、法人運営部総務広報課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。